

学校いじめ防止基本方針

野田市立七光台小学校

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」第2条より〉

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

「いじめは しない させない 見逃さない」

いじめ問題にはどのような特質があるのかを十分に認識し、絶えず「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は「早期対応」に取り組むことが大切である。いじめ防止のためには、担当職員、個人の問題ではなく、学校全体の問題として、チームで取り組んでいかななくてはならない。そのために、日々の観察はもとより、学校・保護者・地域が一つとなり、情報交換、情報の共有に努めていかななくてはならない。組織的な対応をしていく上でもいじめ防止等の基本方針を明確にし、共通理解を図っていかななくてはならない。

(3) いじめ問題に関する基本的認識

「どの子どもにも、どの学校、どのクラスでも起こり得るものであり、いじめ問題に無関係な児童・教師はいない。」ということ、日々認識し過ごすことが不可欠である。

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- 2 いじめられている子どもの立場に立った指導を行う。
- 3 いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- 4 家庭・地域社会などすべての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

「いじめ対策推進委員会」を生徒指導部会と兼ね、チームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で、組織として、全体としていじめ対策を行う。構成員は次のとおりとする。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・長欠対策主任・養護教諭・各学年より1人・
スクールカウンセラー・人権児童支援員

毎月第3木曜日開催 その他必要に応じて開催する。

(外部との連携)

野田市教育委員会・野田市役所児童家庭課・柏児童相談所・野田警察署・学童保育所
こども館・学校医・地域（いきいきクラブ・自治会・防犯組合・お店）・学校評議員・
交通指導員・まめ番職員・PTA・スクールサポーター・スクールロイヤー

ケースによっては、外部の方にも入っていただき、いじめ防止対策に努める。

3 いじめの未然防止について

(1) 学級経営の充実

- ・一人一人が学級の中で存在感があり、活躍できる場作りに努める。
- ・友達の頑張りを互いに認め合い、励まし合うことができる環境作りに努める。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業が進められている学級づくりに努める。
- ・どの子に対しても平等に接し、教職員の不適切な言動等で、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 相談体制の確立

- ・いじめ対策推進委員会を定期的に行い、職員で共通理解を図る。
- ・スクールカウンセラー・人権児童支援員・普通学級支援員との連絡を密にとり、多くの目で観察をして担任との連携を深める。
- ・教育相談週間を年間計画の中に位置づける。通年を通して相談箱を設置し、いつでも投稿できるようにしておく。
- ・保護者が相談しやすいと思う雰囲気づくり（開かれた学校）に努める。

(3) 地域との連携

- ・地域での行事等に参加し、連携・協力体制を更に確立していく。
- ・幼稚園・中学校・近隣小学校との連携を密に取り、交流活動の推進をしていくなど、いろいろな情報収集や連携を深めていく。

(4) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・命を大切にするキャンペーンや豊かな人間づくり実践プログラム等を計画的に取り組んで行く。

(5) 体験活動の充実

- ・いろいろな体験活動を通して、仲間のありがたさや、素晴らしさを体得する。
- ・共同生活の中からお互いの良さを見つけあい、認め合う場を設定していく。

(6) 情報モラル

- ・情報モラルに関する教職員研修や児童・保護者を対象とした講習会を実施する。
(正しい知識を持つ。児童・教職員・保護者すべての人が)
- ・タブレット型 PC の使用時に適切な使用方法が取れているか見守り，指導する。

(7) その他（職員の配慮事項）

①学級担任

- ・日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対にゆるされない」という雰囲気学級全体に植えつけさせる。

②養護教諭

- ・学級担任と連携して，命の大切さを取り上げた授業を行う。場合によっては保護者の協力や参観を組み合わせ行う。

③生徒指導主任

- ・いじめ問題についての校内研修や職員会議等で問題を取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

④スクールカウンセラー・人権児童支援員・普通学級支援員

- ・担任と連携を図り，児童支援を行いながらより細やかな児童の情報を伝える。

⑤校長・教頭

- ・全校集会や「学校だより」などを通して「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に植えつけさせる。
- ・学校の教育活動全体の中に，道徳教育・人権教育・体験活動が計画的になおかつ積極的に取り組むことのできる，環境づくりに努め指導，支援をしていく。
- ・関係団体との連絡調整を行い，担任とのパイプ役を努める。

4 いじめの早期発見について

(1) 日常生活の中から児童の変化をとらえる

- ・教師による児童観察。担任だけにまかせるのではなく，学年，担外も関わり行う。
また，各学年に担外 1 名を付け，副担任の役割を行う。チームとして取り組む。
必要に応じて「いじめ対策推進委員会」を開設する。
- ・保護者からの声に耳を傾ける。

(2) 「いじめ実態調査」の実施

全校児童対象に実施

第 1 回	6 月実施・対策	9 月	追跡調査
第 2 回	1 1 月実施・対策	1 月	追跡調査

(面談，継続支援状況の確認については年間を通し行う)

(3) 家庭，地域との連携

「学校いじめ防止基本方針」について周知し理解を得る。情報交換をしあいながら情報の共有化を図れるようにしていく。いじめがあった場合，発見した場合は，速やかに相談したり，話し合ったり，協議をする機会を設けていく。

(4) 専門機関との連携

専門機関との連携を図り，教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(5) 相談窓口の活用

- ・保護者に相談窓口について手紙や懇談会を通して周知する。相談に関しては，教頭・養護教諭が窓口になっている。事務室前に相談箱が設置されていること。

(6) 職員の配慮事項について

①学級担任

- ・朝の会から帰りの会までの観察を心がける。
- ・表情，顔色，声の大きさ，受け答えの時の反応。
- ・休み時間等の友人関係。
- ・雑談やノートや忘れ物等からの気づき。
- ・保護者からの連絡。
- ・個人面談や家庭訪問を使つての教育相談。

②養護教諭

- ・保健室利用からの児童の観察。
- ・気づき，変化については小さなことでも担任，管理職と共通理解をしていく。
- ・保護者との対応の中から情報を得ていく。

③生徒指導主任

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・調査結果や相談の内容を把握し，職員の相談役として対応について考えていく。
- ・近隣の教育関係機関との情報交換。
- ・校内や校外での児童が危険な行為をしている場の情報収集や確認。

④スクールカウンセラー・人権児童支援員・普通学級支援員

- ・担任と連携を図り，児童支援を行いながらより細やかな児童の情報を伝える。

⑤校長・教頭

- ・児童，保護者，教職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- ・教育相談が，児童の悩みを積極的に受け止める体制となり，適切に機能しているか，

定期的に点検する。

- ・登下校時や校内巡視を細やかに行い，児童観察で気づいたことを担任や担当職員とともに話し合う。

5 いじめの相談・通報体制について

- (1) 日常的に児童との教育相談を進める。学校内組織として学年内，生徒指導部会と相談して進める。相談体制を整備して，教育相談の充実を図る。

- ①校内相談体制を整備する。
- ②教育相談機関を設置する。
- ③必要に応じて，相談・個別対応できる環境を整備する。
- ④保護者オープン参観及び教育相談の日常化する。
- ⑤教育相談箱の設置の継続。

- (2) 学校の相談窓口，野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- ①学校の相談窓口担当者 教頭・養護教諭
- ②ひばり教育相談 TEL 04-7125-8088
- ③学校・野田市以外の主な相談窓口

窓 口	電 話 番 号
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 非行・犯罪被害などに関すること	0120-783-497
子どもの人権110番	0120-007-110

- (3) 専門機関との連携を図り，教育相談やカウンセリングの充実を促進する。
ひばり教育相談，スクールカウンセラーの活用。

6 いじめを認知した場合の対応について

- (1) 情報の収集（学級担任・養護教諭等）

教職員，児童，保護者，地域住民，その他から情報を集める。

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合，その場で行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は，複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ③発見・通報を受けた場合は，速やかに関係児童から聞き取るなど，いじめの正確な実態

把握を行う。

- ④その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ⑦その際、得られた情報は確実に記録に残す。また、記録や情報は漏洩しないようにする。
- ⑧一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめ事実の全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制の整備（事案に応じた組織編成）

- ①「いじめ対策推進委員会」を直ちに開催し、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み、方針を決定する。また、事案に応じては組織編成を工夫し、役割を分担するなどして対応する。
 - ・いじめられた児童や、いじめた児童への対応。
 - ・その保護者への対応。
 - ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無。
- ②些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④現状を常に把握し、適時、支援・指導体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

*常に状況の把握に努める

*随時支援・指導体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(1) 子どもへの支援・指導

「組織」で決定した支援・指導体制に基づき、子どもへの支援・指導を行う。

- ① いじめられた児童に対応する教員
 - ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童を安全に確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を少しでも除去する。
 - ・いじめられた児童にとって信頼のできる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② いじめた児童に対応する教員
 - ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したり

して、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- ・いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、教育委員会、野田警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも留意する。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任等

- ・学級会等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録を保存し、児童の進学や進級、転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者との連携（学級担任を含む複数の教員）

つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童の家に連絡を取るなどして、保護者との連携を図る。

- ① 家庭訪問（加害者宅、被害者宅とも行う。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ いじめた児童だけでなく、いじめた児童の保護者に対しても、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解してもらい、今後の指導の連携方法について話し合う。
- ④ 事実関係のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報は、隠蔽することなく適切に提供する。

8 重大事態への対処について

重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 〈平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」第28条より〉

自殺・いつまでも残る障害、物の重大な被害、精神疾患の疑いが認められた時

- ◎ 期間は30日を目安とする。
- ◎ 一定期間連続して欠席した場合。
- ◎ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

被害を受けた子どもの保護・ケア	加害の子どもへの働きかけ	その場にいたが、何もできなかった子どもへの働きかけ
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員によるマンツーマンでの保護 ・スクールカウンセラーによるケア ・家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア ・適応指導教室への通級等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察への相談、通報。 ・懲戒や出席停止の処置。 ・児童、保護者に対するケア。 ・個別及び別室での学習。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心とした教職員によるケア。 ・学級活動、道徳の授業を通して両者の心の様子、これからの関わりについて考える。 ・いつかは自分も被害者、加害者になりうることを考えさせていく。

<野田市教育委員会との連携>

- ① 教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議し、当該事項に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を行う。
- ④ 調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係、必要な情報を的確に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

<保護者・地域との連携>

- ① いじめ対策緊急保護者会の開催。
- ② PTA 常任委員会の活用。
- ③ 学校評議員、民生委員との連携。

9 公表，点検，評価等について

1 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめの防止のための組織を中心に，全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 学校ホームページ等で公表する。

2 いじめについての取組みについて

- ① 学校評価を活用し，いじめ防止の取組について，児童，教職員，保護者が評価する。
- ② 評価活動の分析に基づき，取組の改善を図る。

10 年間指導計画

	教育委員会及び施策に係わる事項	校内取り組み	道徳・特別活動・生活科・行事を中心として	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSの出し方教育 ・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ・ひばり教育相談派遣・研修会 ・野田市スクールサポーター配置 ・野田市新規採用職員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係の確立 ・学校いじめ防止基本方針の共通理解、確認 ・SOSの出し方教育 ・家庭訪問による実態調査 ・相談箱の活用について ・いじめ対策推進委員会実施 ・本校生徒指導の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・1, 6年の交流活動（清掃, 給食） ・異学年学校たんけん 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・野教研生徒指導部会 ・小, 中学生指導推進研究協議会（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○協力の大切さ ・配慮を要する児童の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 ・クラブ活動 ・シスター活動 ・栽培活動 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校警察連絡協議会 ・第1回保護司学校連絡会 ・第1回全校児童生徒を対象とした「いじめの実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○その場にあった行動 ・第1回いじめ実態調査の実施 ・学校評議員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師による模範授業 ・三世交流会 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校警察連絡協議会 「夏季休業中における児童生徒の指導」 ・野田市教育相談研修会 ・学校人権指導者養成講座 ・教育相談連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○まわりをきれいに ・いじめ対策委員会 ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県道徳教育映像教材指導資料の活用 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・野教研生徒指導部会 ・教頭, 教務主任合同研修会 ・野田市情報モラル指導者研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他ともに安全に過ごす ・職員研修 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ・「いじめ実態調査」に係わる学校訪問（聴き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○正しい言葉使い ・いじめ実態調査の追跡 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ実態調査」に係わる学校訪問（聴き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いた行動 ・前期学校教育評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作品の制作 ・七光台会館まつり, 谷吉会館まつり参加 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回全校児童生徒を対象とした「いじめの実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手を考えた行動。差別のない学校 ・第2回いじめ実態調査の実施 ・教育相談週間 ・学校評価の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権標語 ・豊かな人間関係づくりプログラム活用 ・校内音楽発表会 ・修学旅行 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校警察連絡協議会 「冬季休業中における児童生徒の指導」 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全に落ち着いて過ごす ・いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・むかしあそびのかい ・人権教育ビデオ視聴 	

	・教育相談研修会		・校内人権作品展	
1月	・全校児童を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ・「いじめ実態調査」に係わる学校訪問（聴き取り）	○物や人を大切に ・体罰に関するアンケートの実施 ・いじめの実態調査の追跡	・福祉体験 ・若年者道徳授業研究	
2月	・第2回学校保護司学校連絡会 ・「業期及び学年末学年始児童生徒の指導」 ・「いじめ実態調査」に係わる学校訪問（聴き取り）・	○元気に過ごす ・学校評議員会議 ・学校評価の実施	・幼稚園との交流 ・卒業を祝う会	
3月	・生徒指導主任連絡会 ・「いじめ実態調査」最終報告（聴き取り） ・教育実践教育相談	○感謝の気持ちを持つ ・いじめ対策委員会 ・学校評価の検証 ・来年度に向けて	・卒業式	